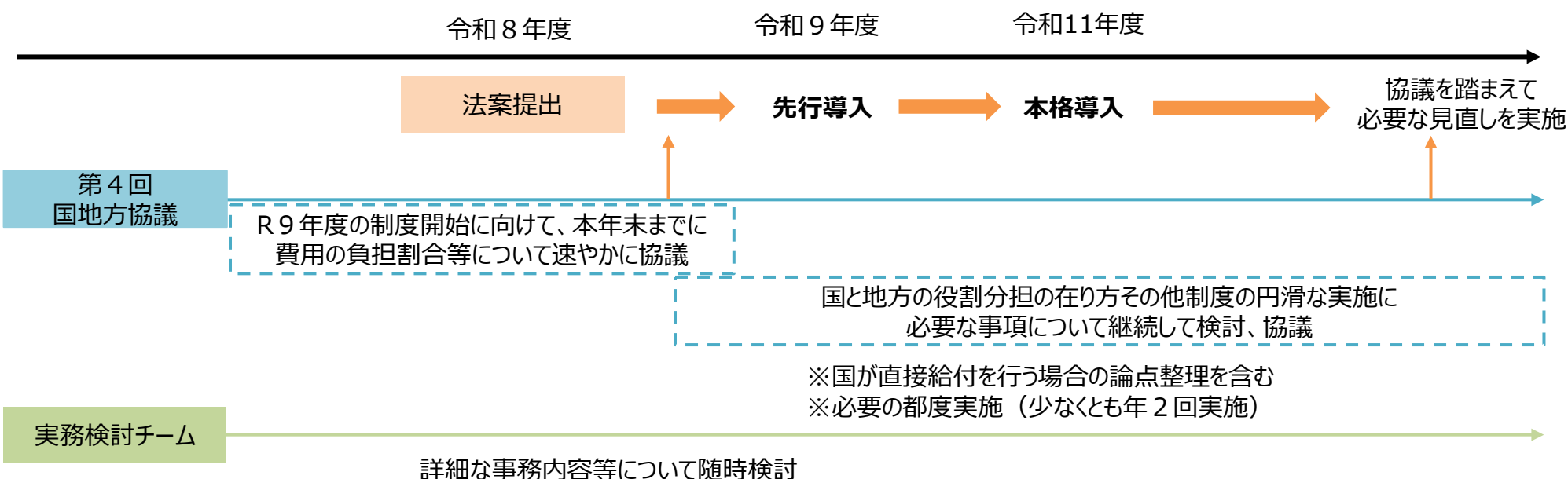


第3回協議の場での ご意見への対応について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

今後の「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」のスケジュール（イメージ）

- 令和9年度の制度開始に向けて、本年末までに「就業者負担軽減支援金」に関する費用の負担割合等について協議させていただくとともに、「実務検討チーム」における検討も継続させていただきたい。
- 国と地方の役割分担の在り方等については、国の役割を拡大する方向で、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、本制度の導入後速やかに、「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」において協議させていただきたい。



（参考）「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（案）（抜粋）

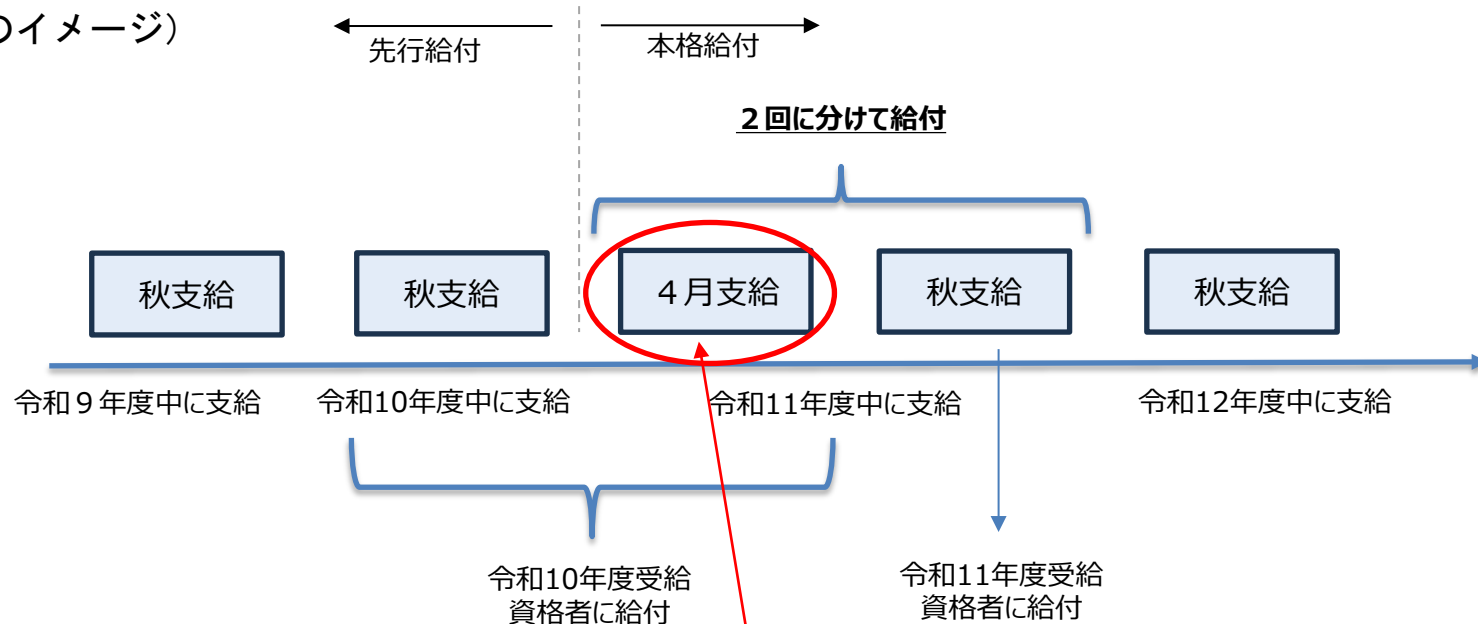
「政府は、社会の構造の変化及び情報システムの整備の進展その他の状況の変化、社会保障制度及び税制の見直し、行政事務に関する国と地方公共団体との役割分担その他の地方制度の在り方に関する調査審議等を踏まえ、**国の役割を拡大する方向で、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項**について、**本制度の導入後速やかに、「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」において地方と十分に協議を行い、継続して検討**を行う。」

「政府は、このほか、**支援金制度の施行後5年を目途として、支援金制度の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、支援金制度について検討**し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」

令和11年度中の支援金の支給について

- 令和11年度中に支給される支援金については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの終了時に、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、
 - ・令和11年4月に、年度替わりの自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度を受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。
 - ・その後、令和11年度を受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
 - ・自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等については、地方と協議する。

(給付のイメージ)



<今後の検討の方向性>

- ・令和11年4月支給は、既に確定した令和10年度受給資格者に対し、支援額のみ変更して支給（あらためての受給意思確認等は不要）
- ・支援額については、自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等に支障が生じないよう、前もって決定し、繁忙期を迎える前の2月までに支給の準備を終え、4月は金融機関における振込のみ実施するような仕組みを検討

内閣官房

地方に大きな事務負担及び費用負担が生じる分野において、国と地方が丁寧に意見交換を行うことが重要との地方側の意見を踏まえ、関係府省と連携し、新たな協議の仕組みについて検討を行う。

※このほか、子育て支援の在り方については、ナショナルスタンダードの観点も踏まえつつ、「こども政策に関する国と地方の協議の場」（こども家庭庁）等において議論し、必要に応じ「国と地方の協議の場」に報告する。